

除雪作業にご協力ください。

- 住宅地から道路へは雪を出さないでください。
- 玄関前や車庫前の道路の除雪はご家庭でお願いします。
- 通学児童・生徒の安全な登下校にご協力をお願いします。
- 除雪の妨げになる路上駐車や車道の出入り用の台は置かないでください。
- 深夜・早朝の作業にご理解をお願いします。
- ごみを出すときは決められた場所・時間をお願いします。
- 除排雪の雪を置く空き地を提供願います。
- 屋根の雪が道路へ落ちる恐れがある場合は落雪防止装置などを付けてください。

農業委員会だより

● 農地の贈与について

農地を後継者に贈与(名義変更)する場合、農地法第3条の許可が必要です。贈与を受ける方は農業に従事していなければなりません。

〈贈与税について〉

贈与を受けた方には贈与税がかかります。贈与税の支払い方法は次の3通りがあります。

○ 暦年課税

毎年110万円までの控除があり、この額を超えた分に対して贈与税が課せられます。税率は金額により異なります。

○ 相続時精算課税制度

贈与者が65歳以上で、受贈者が20歳以上の推定相続人の場合、2,500万円までの特別控除が受けられます。贈与額が2,500万円になるまで何度も使えますが、2,500万円を超えた場合、一律20%が課税され、相続時に、これまでの贈与額と相続額を合算し、計算された相続税から支払った贈与税を差し引いて精算します。

一度、相続時精算課税制度を選択した場合、暦年課税は選択できません。

○ 農地の贈与税納税猶予制度

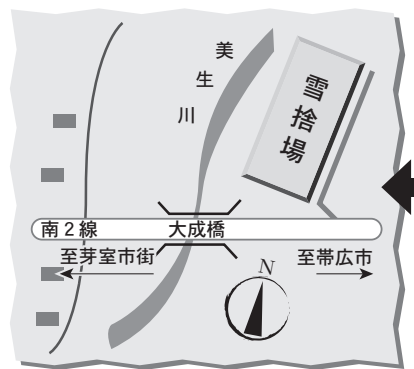
農地を一括で贈与した場合、贈与税の納税が猶予される制度です。詳しくはすまいる12月号でお知らせします。

● 農地についてのお問い合わせは
農業委員会事務局農地振興係へ
☎62-9732

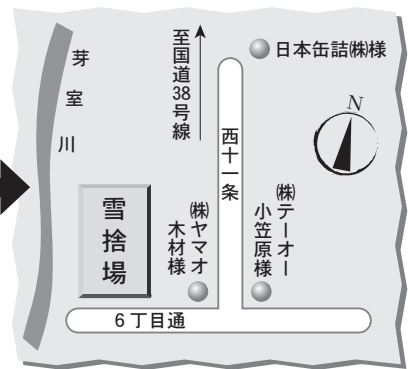
✉ n-nouchi@memuro.net

12月の各種申請は**12月10日**まで

① 美生川雪捨て場 (東芽室南2線41番6地先)



② 芽室川雪捨て場 (芽室南1線35番1地先)



一般の雪捨て場は2か所です。

ごみが混入された雪の投雪は禁止します！

きれいな川を守るため、雪を捨てる場合、絶対ごみを持ち込まないようにお願いします。

雪は捨て場の奥の方から捨ててください。

雪捨て場の広さは限られていますので、捨て場の奥の方から順に雪を捨てていただくようお願いします。

冬期間は、危険路線につき通行止めとなります。

◎ 道路幅が狭く安全確保が難しいため、町道東芽室南3線(西16号から帯広市境界西15号まで)(右図参照)は、通行止めとします。



【通行止期間】
平成19年12月1日～
平成20年3月31日

☎建設水道課管理係・建設係

☎62-9727 ☎ k-kanri@memuro.net ☎ k-kensetsu@memuro.net

☎車両管理センター(☎62-2037/西4条6丁目1)